

1. 平成 20 年度の診療報酬改定に向けた検討について
2. その他

上記 2 件の議事にあたって、国民の立場として意見を申し述べる。

要点

- ① 国は国民に医療提供体制全般についての情報を発信すべき
 - ② 医は妊娠全般を医療の対象とし、妊娠時の安心を提供することで少子化対策に努めるべき
医療部会は妊婦と胎児の健康管理を医療の枠組みに入れるための議論を行なうべき
 - ③ 国は都道府県の医療計画(20 年 4 月)作成を支援し、地域の医療連携を確保すべき
-
- ① 患者という医療の当事者だけでなく、納税者であり保険料納付者である健康な国民に、医療提供体制全般について、現行の制度と実態および改善の方向性についてわかりやすく説明すべきである。今各地域で起こっている医師不足・病院閉鎖・疾病ごとの治療内容格差などの事実を明らかにし、その原因を解説し、具体的な対策について説明する必要がある。これは、納税者・保険料納付者に対する説明責任として、国が代表して行なうべきことである。国民が納税、保険料納付、世代間助け合いをするには、医療行政全般に対する理解と納得さらに信頼が欠かせない。国は危機感をもって国民に情報発信すべきである。明細書は情報提供の一部にすぎないが、医療行為の説明責任として全医療機関で徹底すべきである。
 - ② 経済的負担のため検査受診せず、その結果「かかりつけ医」のない状態の妊婦の存在を国として放置しておくのは、胎児と妊婦の人権を無視する行為である。次世代をになう新しい命を国全体で迎える姿勢を具体的に示さなければ、少子化傾向は変わらず国の弱体化は避けられない。妊娠(出産にいたるまでの過程)という母体の身体変化に対する健康管理だけでなく、生まれ来る胎児の健康を観察しケアすることを、新たに「医療」の枠組みに入れ、当事者に安心を提供すべきである。医療部会は、この喫緊の課題に誠意をもって対処すべきである。
 - ③ 医療は医療提供側のためのものではない。国民・住民の安心のために整えられる社会の基盤である。どのような医療を行うのかについて、国民・住民と行政および医療提供側が協議し合意を形成するのが本筋である。医療計画はこれを実現するための根幹となるべきもので、地域の医療提供体制は医療計画に根拠をおいていなければならない。医療計画のもとに地域医療提供者の連携が図られれば、現状の医師不足や偏在、また、いわゆる医療難民は、最小に留められるはずである。都道府県作成の医療計画に基づき地域の医療を確保するためには、20年4月までに全国で医療計画が作成される必要がある。国は住民・患者に分かりやすい評価を含めた具体的な医療計画の作成を支援し住民参加の医療計画実践を推進すべきである。